

市 営 建 設 工 事 檢 査 要 約

平成17年8月9日

管第41号

助役通知

平成19年3月22日改正

平成22年9月2日改正

令和7年4月4日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査

(2) 出来形検査 部分払いを行う場合における当該部分払いの対象となる工事の出来形部分、既成部分の使用又は契約を解除する場合における当該工事の既成部分、工事材料等を確認するための検査

(3) 中間検査 工事の施工過程において契約管財課長及び工事を主管する課長（以下「主管課長」という。）が必要と認めるときに行う検査

(検査の実施区分)

第3条 検査の実施区分は、次のとおりとする。

(1) 予定価格1件200万円を超える工事の検査 契約管財課の職員で契約管財課長が指名する職員

(2) 予定価格1件200万円以下の工事の検査 工事を主管する課の職員で主管課長が指名する職員

2 前項第1号の工事の検査について、契約管財課長が契約管財課の職員のみで検査を遂行することが困難であると判断したときは、同項の規定にかかわらず、主管課長と協議の上主管課長が指名する職員が検査を行うものとする。

(検査業務の委託)

第4条 契約管財課長及び主管課長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により検査を委託したときは、その検査の結果について検査調書その他検査内容を明確にした書類等を提出させなければならない。

(検査の申出)

第5条 主管課長は、第3条第1項第1号に規定する検査を必要とするときは、検査に必要な書類を添えて契約管財課長に検査を申し出なければならない。

2 契約管財課長は、前項の規定による検査の申し出を受けたときは、当該工事の検査をする職員と当該工事の担当の監督職員との協議により検査日時を決定しなければ

ならない。

(検査の基準)

第6条 第3条の規定により契約管財課長又は主管課長に指名された職員（以下「検査職員」という。）は、契約書、設計図書、仕様書その他の関係書類に基づき、次の事項に留意して検査を行わなければならない。

- (1) 常に公平な態度で臨むこと。
- (2) 正確な資料及び事実に基づき厳正かつ綿密に行うこと。
- (3) 工事関係者の業務執行に著しい支障を与えないよう配慮すること。
- (4) 不正又は不当な事実を発見したときは、その原因について十分な考察を行うこと。

2 検査の対象となった工事の担当の監督職員は、当該検査に立ち会わなければならぬ。

3 検査に必要な検査基準は、別に定める。

(破壊検査)

第7条 検査職員は、検査にあたって必要と認めるときは、破壊等の方法により検査することができる。

(資料等による検査)

第8条 水中又は地下に埋設する工事及び完成後外面から明視することができない工事の検査は、前条の規定にかかわらず監督職員又は工事請負人の提出する資料、その他の記録等により検査を行うことができる。

2 前条の場合において、その破壊等によって工事に著しく不適当な結果を来すおそれがあると認めるときも、また同様とする。

(検査の時期)

第9条 検査は、期間の定めのあるものについては、その期間内に行うものとし、定めのないものについては、速やかに行わなければならない。

第10条 検査職員は、検査を終了したときは、検査調書を作成し、上司に報告しなければならない。

(手直し等の処置)

第11条 検査職員は、検査の結果、手直し、指摘事項その他意見があった場合は、直ちに主管課長に報告しなければならない。

2 手直し完了後の検査については、第6条から第10条まで及び前項の規定を準用する。

(手続き等の省略)

第12条 特殊な工事、軽易な工事又は緊急を要する工事については、この要綱の一部を省略することができる。

附 則

この要綱は、平成17年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 4 日から施行する。